

## 第1 監査の概要

- |          |  |
|----------|--|
| 1 監査の種類  | 定期監査及び行政監査   |
| 2 監査対象   | 総務部  |
| 3 事前調査期間 | 平成19年7月20日から平成19年8月6日まで  |
| 4 監査期間   | 平成19年8月20日から平成19年8月23日まで   |
| 5 監査対象年度 | 平成18年度   |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等  |
| 7 監査方法   | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。 |

## 第2 監査対象の概要

総務部7課等の主な業務内容及び職員数(平成19年4月1日現在)は、次のとおりである。

### 【総務課】

条例・規則・諸規程の制定改廃、庁中令達、行政区域の境界、市議会提出議案・市議会との連絡、訴訟・調停及び不服申立の総括、法令の解釈、公告式、公印、文書の審査、個人情報保護制度の運用、帳票の管理、例規集、文書の収受・発送・保存・集配に関する業務等を所掌する。

(職員10名)

### 【広報情報課】

広報の企画・調整、市政の周知・記録、広報紙・その他の広報刊行物、市政の記録、報道機関との連絡調整・報道資料の調整、情報公開制度の運用、情報公開審査会、行政資料の収集・閲覧・刊行物の販売に関する業務等を所掌する。(職員6名、再任用職員1名、嘱託職員1名)

### 【人事課】

職員の任用・退職・分限・懲戒、職員の定数・配置、職員の給与・服務、職員の表彰・勤務評価、退職料・遺族扶助料、特別職報酬等審議会、臨時的任用職員、職員の福利厚生・保健衛生、職員の公務災害、市町村職員共済組合に関する業務等を所掌する。(職員11名、嘱託職員5名)

### 【職員研修所】

研修の企画・実施、研修受講生の指導・監督、研修技術の調査・研究・資料の収集、職場研修・自主研修の指導・援助に関する業務等を所掌する。(職員3名)

### 【IT推進課】

地域・行政情報施策の総合的企画・調整、地域・行政情報システムの調査研究、適用業務の開発・処理、情報基盤の整備・維持管理、電子計算機の管理運用、調査統計・業務統計に関する業務等を所掌する。(職員15名)

### 【防災対策課】

防災対策に係る企画・調整、防災会議、地域防災計画、国民保護協議会及び国民保護計画、水防、防災にかかる応援協定、災害対策本部、防災訓練・防災意識の普及、防災情報及び災害情報の収集・提供、自主防災組織の整備・促進、水難救護・漂流物・沈没品に関する業務等を所掌す

る。(職員6名、兼務職員3名)

【人権・同和課、人権学習センター、人権プラザ小牧、人権プラザ神前、人権プラザ赤堀、人権プラザ天白】

人権施策全般、人権に関する意識調査、四日市市差別を無くすことを目指す審議会、人権擁護委員の推薦、同和問題の解決に向けた施策の推進、四日市市同和行政推進審議会、同和問題に係る関係機関・団体との連絡調整、隣保館運営審議会、人権教育・人権啓発、人権相談・人権救済、人権に係る市民活動の支援、人権学習センター、人権プラザの事業・運営・維持管理に関する業務等を所掌する。(職員26名、再任用職員2名、嘱託職員13名)

### 第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として、旅費の執行状況、時間外勤務の状況及び原課契約工事の執行について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

#### 1 指摘事項

<各課個別事項>

##### 【総務課】

###### (1) 現金等の管理について

駐車券は金券であり、その受払いについても確認が必要とされているが、それがなされていないものがあつたので注意すること。【注意事項】

##### 【広報情報課】

###### (1) 備品の管理について

備品管理において、備品分類番号の入力誤りや備品ラベルの貼り間違いがあつたので注意すること。【注意事項】

###### (2) 収入事務について

市史等売払収入やコピー代金収入手続きにおいて、調定を翌日の払込時に行っているため、現金を受け取った当日に必ず調定したうえで払込書を発行すること。【是正改善事項】

##### 【人事課】

###### (1) 公印の管理について

公印台帳の副本に公印管守者及び公印取扱責任者並びにその取扱期間経緯の登載漏れがあつたので、四日市市公印規則に基づき適正に管理すること。【是正改善事項】

##### 【職員研修所】

特になし

## 【IT推進課】

### (1) 支出事務について

前回の定期・行政監査において、「予算執行時に徴する見積書に記載漏れがあり、支払基準の要件となるため、日付の記入のある証拠書類を徴すること。」と注意事項として指摘されたが、改善されておらず、今回も散見されたので早急に改善すること。【是正改善事項】

## 【防災対策課】

特になし

## 【人権・同和課、人権学習センター、人権プラザ小牧、人権プラザ神前、人権プラザ赤堀、人権プラザ天白】

### (1) 支出事務について

三重県人権・同和教育研究大会に係る支出事務について、領収書の提出日の記載が漏れているものが見受けられた。提出日は支払いの基準となる要件であるため、日付けの記入のある証拠書類を徴するよう注意すること。【注意事項】

### (2) 原課契約工事について

原課契約工事の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用されているが、工事完了認定日から支払時期までの事務処理が遅延しているものが見受けられたので期間内の適正・迅速な支出処理を行うこと。【是正改善事項】

### (3) 補助金等交付手続きについて

自治会運営費補助金等の交付手続きについて、額の確定手続きを経ないで補助金が交付されているものが見受けられた。四日市市補助金等交付規則第15条の規定に基づき、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し交付すべき補助金等の額を確定し交付するよう改めること。【是正改善事項】

## 2 所 見

### <各課共通事項>

#### (1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

時間外勤務については、減少傾向にあり、努力の成果が見受けられるものの、依然1人当たり年平均で360時間を超える所属があり、また特定の職員に業務が集中している所属もある。については、労働基準法・労働安全衛生法など労務管理制度を所属長が十分理解・認識し職員の健康管理に注意しながらその徹底に努めるとともに、事務処理の簡素化や業務内容の見直し、応援体制の構築などに取組み、業務の効率性の面からも時間外勤務の削減に努めること。併せて、特定の職員に業務が偏らないよう特に注意をすること。【努力要望事項】

上記対象課～【広報情報課】【人事課】【IT推進課】【防災対策課】【人権学習センター】

<各課個別事項>

【総務課】

(1) 全庁的な法務能力の向上について

法令解釈の説明不足等により、市民との間にトラブルが発生し訴訟にまで発展するケースや制度改正の周知・説明不足などで市民からの信頼を損ねるケースなど、職員の勉強不足に起因するケースなどが発生している。当課は法務係を中心に「法律基礎研修」「政策法務研修」等を開催し、全庁職員の法務能力向上のために努力している。今後とも、職員の法務能力の向上に一層の努力を要望する。【努力要望事項】

(2) 文書集配室、印刷室のセキュリティについて

平成18年度から文書集配室の外部委託が開始され経費の削減が図られたが、委託化に伴い文書集配室、印刷室に不特定多数の人間の出入りが可能となるため、文書・印刷物の管理に問題が生じないように注意すること。【努力要望事項】

【広報情報課】

(1) 契約事務について

インターネットによる行政情報提供業務委託として、市のホームページの維持管理業務を委託しているが、CMS（情報提供システム）への移行に伴う業務量の減少が委託額に適正に反映されているかについて次回契約前に確認を行うこと。【検討事項】

(2) 「広報よっかいち」の紙面について

「広報よっかいち」は、紙媒体の取扱いの便利さと市の情報を多くの市民に伝えることができるという意味で大きな影響力を持っている。しかし、広報紙のページ数の制約と情報量の増加によって、市民、特に高齢者にとって一番必要な「暮らしの情報」や「ミニ情報」の活字が小さくて見にくい印象があり、市民は必要な情報を求めており、多少経費がかかってもページ数を増やして見やすくすることを考えるべきである。さらに一方で、もっと自由な発想と職員の専門性を発揮して、市民が自然に手に取って読みたくなるような紙面づくりに努力されたい。

【努力要望事項】

(3) 「広報よっかいち」の制作の委託化について

現在「広報よっかいち」の特集記事の制作を外部委託しており、さらなる委託化については課題の整理と検討を十分に行う必要があるが、情報発信における責任、コンセプト、セキュリティ、正確性及び公平性等は担保する必要がある。特に特集記事についてはその情報は大きな影響を与えるので、委託に際してはそうした点の精査を怠らないように注意すること。【検討事項】

(4) 市の広報全体の把握について

各課から紙やインターネット等の様々な媒体を通して市民への情報提供を行っているが、市民はそのすべてについて市から発信された情報として受け取っている。四日市市全体で、どのような形でどのくらいの経費をかけて広報活動がなされているかについて把握をするとともに、ある程度の牽制も必要であると思われるので検討を行うこと。【検討事項】

(5) 北勢5市の協議会作成の番組について

県の補助事業として北勢地域の5市で協議会をつくり、県内外に北勢エリアの魅力の情報発

信を行う目的でテレビ局に委託して番組を制作し東海地区での1回限りの放映を行った。しかし、番組の著作権がそのテレビ局にあるため、ケーブルテレビでの再放送はもちろん番組を録画したビデオテープを市民が観ることもできない状況である。多額の公費負担によって作成された番組が有効利用されないのは問題であり、協議会を通じて番組を制作したテレビ局と当番組の活用について協議されたい。【検討事項】

## 【人事課】

### (1) 職場づくりについて

振替休日、年休の取得について人事課は全庁内へ指導、勧告する立場であるが、人事課そのものの休暇等の取得は少ない状況にある。職員の心・身の健康管理面から率先して休暇等を取ってできる状況を作り、業務の効率化、能率化を図るために課内の応援体制を確立するなどチームワークのとれた職場環境づくりに努めること。【努力要望事項】

### (2) 定数管理と業務量について

正規職員の人員削減が進む一方で、嘱託・臨時職員の雇用が増大していることから、適正な人員配置や事務手順書の整備がますます必要となってきた。定型業務と非定型業務の区分や適正な業務分担を図る一方、市民との協働を含め業務のやり方そのものを見直し、保健所政令市、更には中核市への移行など将来を見据えて適正な定数管理に努めること。【努力要望事項】

### (3) 成績評価について

事務的業務は、職員を客観的に評価することは難しいところもあり、能力給の慎重な導入が望まれる。本市の目標管理成績評価に基づく新・人事考課制度についても、職員の意欲、やる気を起こさせ、働きがいのある職場環境づくりに資するといった目的達成のための検証も必要であり、より一層の研究をすること。【努力要望事項】

### (4) 業務の外部委託について

平成18年8月から福利厚生業務の一部を外部委託し、正規職員を減員するとともに、委託作業内容・手順の見直しにより経費削減に努めていることは評価に値する。ただし、外部委託に際しては、職員の減員に伴う実質節減経費と業務委託費について精査し、費用対効果を見極めて推し進めること。【努力要望事項】

## 【職員研修所】

### (1) 資格取得奨励金交付要綱について

資格取得奨励金交付要綱第4条で交付対象期間について、年度内に取得したもので対象期間を経過したものは申請を失うと規定されているが、年度末に資格取得したものは、申請するための必要書類の整理が物理的にも時間的にも無理なものもあり、交付申請の資格を喪失する恐れがあると思われるので、申請期間を資格取得後何日以内とするなど要綱の見直しを検討すること。また、奨励金の交付は年度末に一括で処理しているが、申請書受理後相当期間が経過しているものもあるので、受理後速やかに交付するよう検討すること。【検討事項】

### (2) 業務棚卸表について

業務棚卸表の指標は各研修すべて受講者の満足度になっているが、客観性に乏しく自己満足になってしまう可能性もあるので、講師の受講生に対する評価も指標に取り入れるなど、客観

的に評価できる方法を検討すること。【検討事項】

(3) 研修の効果測定について

研修所研修、派遣研修、職場研修、自主研修の4つの研修を組み立てて実施しているが、研修にかけたコストとその時間拘束された受講者の人的コストに見合う効果をどのように測定するかは非常に難しいと思うが、大切なのは受講した研修が職場や業務でどう役立っているかである。そういう視点も取り入れて研修後の追跡測定やフォローの仕方について研究されたい。

【努力要望事項】

(4) 研修内容の見直しについて

各階層別研修やステージ研修で、全庁的行政課題として、市の中長期計画、人権・同和問題、多文化共生などの研修に取り組んでいるが、業務棚卸表の上位目的である「市民に信頼される職員」の達成に向けては、行政を取り巻く環境の変化に対応した研修内容の充実が求められている。法令遵守やリスクマネジメント、市民協働、更には経営感覚、コスト意識等に関する具体的な研修を実施するとともに、研修所が取り組むべきことと各所属すべきことをきちんとすみわけ、効率的な研修の実施に努めること【努力要望事項】

(5) 委託業者に対する研修について

外部委託等が進み、市民へのサービスが委託業者によるものになっているところも多くあり、公共サービスに関する委託業者の意識を高めることが欠かせないことから、委託業者に対する教育、研修について、各所管課への助言等サポートに努められたい。【努力要望事項】

【IT推進課】

(1) セキュリティ対策について

業務や組織体制に即して、情報や情報システムを管理する規則や手順、遵守する仕組みはセキュリティポリシーとして制定されているが、万一、情報の取扱に不備があると市民に多大な迷惑をかけることになるという意識を職員一人一人が持つように教育啓発に努めること。

【努力要望事項】

(2) 危機管理について

情報の流出などの情報事故、また情報システムのダウンなどが発生した場合の対策をあらかじめ想定して準備しておくことが重要である。個人情報の流出が発生した場合は、早期に状況を把握し、被害者の保護を最優先に考えた対策が必要である。また、システムダウン時にはシステムやデータを早期復旧するための手順や、システム停止時の業務・サービスを手作業により継続する方法など、危機管理対策の一層の充実を要望する。【努力要望事項】

【防災対策課】

(1) 防災倉庫・水防倉庫の維持管理について

各地区に設置されている防災倉庫・水防倉庫の日常点検や備蓄品の品質保全等については、各地区自治会に業務委託しているが、市の責任部分と自治会の責任部分を明確にしておくことが重要であるのでこの点に留意されたい。併せて、市においても防災倉庫・水防倉庫を点検・確認する体制を検討されたい。【検討事項】

(2) 事務量の削減について

時間外勤務が非常に多い要因のひとつとして、耐震補強や自主防災組織への補助金交付事務など内部の事務量が極めて多いことが挙げられる。増員が見込めないのであれば、補助金の統合、簡素化や一本化を図る、あるいは補助金交付業務を他へ移管するなどし、防災対策の本来業務に専念できるよう体制づくりに努められたい。【努力要望事項】

(3) 国民保護計画に基づく研修・訓練について

平成19年3月に、武力攻撃等に伴う被害の最小化や市民の避難、救援を目的とした四日市市国民保護計画を策定したが、市地域防災計画とは災害の発生原因は異なるものの、災害の状態や災害への対処には類似性があるので、相互に合わせて活用すること。また、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を含めて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努めること。【努力要望事項】

(4) 市民・企業と一体となった地震対策の推進について

大規模地震対策については、「自助」「共助」の視点に立って、市民、企業と行政が一体となった地震防災に向けての積極的かつ計画的な相互協力の地道な積み重ねが不可欠である。特に、地域コミュニティの一員でもある企業の協力は不可欠であるので、企業等に対して防災マニュアルの作成や防災訓練の実施を要請するほか、引き続き市民防災リーダーの養成に努め、地域防災力の一層の向上に努めること。【努力要望事項】

(5) 補助金の透明性・公平性の確保について

自主防災組織設置補助金や防災資機材等整備補助金など自主防災活動の充実と災害による被害の軽減を図る目的で多くの補助金を交付しているが、交付にあたっては市民への透明性・公平性の確保に努めるとともに、特に、災害が発生した時点で補助金の効果や成果が評価されるので、この点に留意しながら、平常時から補助効果を評価できる仕組みを検討すること。【検討事項】

【人権・同和課、人権学習センター、人権プラザ小牧、人権プラザ神前、人権プラザ赤堀、人権プラザ天白】

(1) スポーツグラウンドの借地について

寺方町二区グラウンドについては、他の3地区とは異なり、自治会所有地を借地しスポーツグラウンドとして整備しているが、借地面積など他地区との整合性を図るとともに、買取りを含め借地のあり方について再検討すること。【検討事項】

(2) 人権プラザの活性化について

人権プラザは、人権のまちづくり支援に向けた事業を展開するうえで、地域住民の交流施設として重要な役割を担っている。今後、同和行政推進のための新たな仕組みの方向性について、同和行政推進審議会から出される答申に基づき、人権プラザの更なる活性化に努めるよう要望する。【努力要望事項】

(3) 地域リーダーの育成について

身近な地域社会のなかで、人権に関して指導・助言できる指導者の役割は極めて重要であるので、各地区や企業のなかで地域社会において活躍していただける地域リーダーの育成に努めること。【努力要望事項】

( 4 ) 同和対策補助金について

1965年の同和対策審議会答申に基づき、1969年の同和対策事業特別措置法以降、同和問題解決に向け各種行政施策が展開され、同和地区へ各種補助金が支出されてきた。今日、同和対策事業が一般施策へ移行したものの、地区住民の生活実態および地区住民への心理的差別が依然として解消されていない実態を鑑みると、地区住民の自主・自立のための補助金は一定必要と思われるが、常に見直しを行なうとともに、行政の責任として、公平性・透明性の確保に努めること。【努力要望事項】